

移住支援金の申請に係る要件の該当状況について

移住支援金の申請に当たっては、下記（１）（２）及び（３）のいずれにも該当している必要があります。

（１）次のいずれにも該当している。

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区へ通勤をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区へ通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（２）次のいずれにも該当している。

- a 平成 31 年 4 月 1 日以後に伊丹市に転入したこと。
- b 移住支援金の申請時において、転入後 3 ヶ月以上 1 年以内であること。
- c 伊丹市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）次のいずれにも該当している。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他兵庫県及び県内市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。